

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス） 【現改比較表】 2020年7月31日現在

～2020年7月30日

2020年7月31日～

目次

第1章～第3章 （略）

第4章

第74条 削除

第74条の2 付加機能の提供上の条件

第74条の3 付加機能の廃止

第5章～料金表別表2 （略）

第1章～第2章 （略）

第3章 契約

第1節 削除

第2節 削除

第3節 削除

第4節 削除

第5節 削除

目次

第1章～第3章 （略）

第4章

第74条 削除

第74条の2 付加機能の提供上の条件

[第74条の2の2 同上](#)

第74条の3 付加機能の廃止

第5章～料金表別表2 （略）

第1章～第2章 （略）

第3章 契約

第1節 削除

第2節 削除

第3節 削除

第4節 削除

第5節 削除

～2020年7月30日	2020年7月31日～
<p>第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約</p> <p>第73条の2～第73条の8 (略)</p> <p>(第6種シェアードIP-PBX契約者の発信番号通知)</p> <p>第73条の9 第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ3タイプ4を除きます。)</p> <p>に係る通信については、発信元のIPセントレックス番号を着信先へ通知します。ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 料金表第1表(料金)に規定する特定番号通知機能の提供を受けている場合は、当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号を着信先へ通知します。</p> <p>(2) 料金表第1表に規定するメンバーズネット機能の追加機能(発利用者番号通知機能に限ります。)の提供を受けている場合は、利用者番号(メンバーズネットグループ内通話に限ります。)を着信先に通知します。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第73条の10～第73条の12 (略)</p>	<p>第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約</p> <p>第73条の2～第73条の8 (略)</p> <p>(第6種シェアードIP-PBX契約者の発信番号通知)</p> <p>第73条の9 第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ3タイプ4を除きます。)</p> <p>に係る通信については、発信元のIPセントレックス番号を着信先へ通知します。ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 料金表第1表(料金)に規定する特定番号通知機能の提供を受けている場合は、当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号を着信先へ通知します。</p> <p>(2) 料金表第1表に規定するメンバーズネット機能の追加機能(発利用者番号通知機能に限ります。)の提供を受けている場合は、利用者番号(メンバーズネットグループ内通話に限ります。)を着信先に通知します。</p> <p><u>(3) 料金表第1表に規定するIP Voice番号通知機能の提供を受けている場合は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)が指定したIPセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者が契約する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3(タイプ5を除きます。)、カテゴリ4、カテゴリ5、カテゴリ6及びカテゴリ7に係るものに限ります。)に係るIPセントレックス番号に限ります。)を着信先へ通知します。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第73条の10～第73条の12 (略)</p>

～2020年7月30日	2020年7月31日～
<p>第4章 付加機能</p> <p>第74条 (略)</p> <p>(付加機能の提供上の条件)</p> <p>第74条の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から付加機能(転送先特定番号機能に限ります。以下この条において同じとします。)の請求があったときは、共通編第18条(付加機能の提供)のほか、第6種シェアードIP-PBX契約者が地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の利用者と同一の者とならないときは、付加機能を提供しないことがあります。</p> <p>(付加機能の廃止)</p> <p>第74条の3 当社は、付加機能(特定番号通知機能に限ります。)の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。</p>	<p>第4章 付加機能</p> <p>第74条 (略)</p> <p>(付加機能の提供上の条件)</p> <p>第74条の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者から付加機能(転送先特定番号機能に限ります。以下この条において同じとします。)の請求があったときは、共通編第18条(付加機能の提供)のほか、第6種シェアードIP-PBX契約者が地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の利用者と同一の者とならないときは、付加機能を提供しないことがあります。</p> <p><u>第74条の2の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に限ります。)から付加機能(IP Voice番号通知機能に限ります。以下この条において同じとします。)の請求があったときは、共通編第18条(付加機能の提供)のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に限ります。)が第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3(タイプ5を除きます。)、カテゴリ4、カテゴリ5、カテゴリ6及びカテゴリ7に係る者に限ります。)と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。</u></p> <p>(付加機能の廃止)</p> <p>第74条の3 当社は、付加機能(特定番号通知機能<u>及びIP Voice番号通知機能</u>に限ります。)の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。</p>
<p>第5章～別記 (略)</p>	<p>第5章～別記 (略)</p>

～2020年7月30日	2020年7月31日～																					
料金表 通則 (略) 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。) 第1 利用料金 1 削除 2 削除 3 削除 4 削除	料金表 通則 (略) 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。) 第1 利用料金 1 削除 2 削除 3 削除 4 削除																					
5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの 5-1 (略) 5-2 料金額 5-2-1 (略) 5-2-2 付加機能利用料 <div style="text-align: right;">(月額)</div>	5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの 5-1 (略) 5-2 料金額 5-2-1 (略) 5-2-2 付加機能利用料 <div style="text-align: right;">(月額)</div>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>理由表示値通知機能</td> <td>1のIPセントレックス番号ごとに</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	料金額	(略)	(略)	(略)	理由表示値通知機能	1のIPセントレックス番号ごとに	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>理由表示値通知機能</td> <td>1のIPセントレックス番号ごとに</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>IP Voice番号通知機能</td> <td>1のIPセントレックス番号ごとに</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	料金額	(略)	(略)	(略)	理由表示値通知機能	1のIPセントレックス番号ごとに	-	IP Voice番号通知機能	1のIPセントレックス番号ごとに	-
区分	単位	料金額																				
(略)	(略)	(略)																				
理由表示値通知機能	1のIPセントレックス番号ごとに	-																				
区分	単位	料金額																				
(略)	(略)	(略)																				
理由表示値通知機能	1のIPセントレックス番号ごとに	-																				
IP Voice番号通知機能	1のIPセントレックス番号ごとに	-																				

～2020年7月30日	2020年7月31日～
5-2-3～5-2-4 (略) 第2 (略) 第2表 (略)	5-2-3～5-2-4 (略) 第2 (略) 第2表 (略)

～2020年7月30日		2020年7月31日～	
料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能		料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能	
区分	提供条件	区分	提供条件
1～15 (略)	(略)	1～15 (略)	(略)
		<p><u>16 IP Voice番号通知機能</u></p> <p><u>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ3のタイプ5に係るものに限ります。）に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて指定のIPセントレックス番号（この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。）が契約する第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3（タイプ5を除きます。）、カテゴリ4、カテゴリ5、カテゴリ6及びカテゴリ7に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約」といいます。）に係るIPセントレックス番号に限ります。）を着信先に通知する機能</u></p>	<p>(1) <u>当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。）に、この機能を提供します。</u></p> <p>(2) <u>この機能の申込みにあたっては、着信先に通知するIPセントレックス番号をあらかじめ指定していただきます。</u></p> <p>(3) <u>当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。）から着信先に通知するIPセントレックス番号について、廃止の届出があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。</u></p> <p>(4) <u>当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。）から通知元第6種シェアードIP-PBX契約について、解除の通知があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。</u></p> <p>(5) <u>当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。）から着信先に通</u></p>

～2020年7月30日

2020年7月31日～

知するIPセントレックス番号を利用する通知元第6種シェアードIP-PBX契約について解除すると同時に新たに通知元第6種シェアードIP-PBX契約を締結した旨の届出がないときは、この機能を廃止します。

(6) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。）と着信先に通知するIPセントレックス番号を利用する通知元第6種シェアードIP-PBX契約に係る契約者が同一の者とならないことを知ったときは、この機能を廃止します。

(7) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。）に係る1のIPセントレックス番号につき、通知元第6種シェアードIP-PBX契約に係る1のIPセントレックス番号を通知します。

(8) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電話番号等を消去することがあります。

~2020年7月30日	2020年7月31日~
	<p>IP通信網サービス契約約款 共通編</p> <p>附 則（令和2年7月29日 A P S 1サ第00674502号）</p> <p>この改正規定は、令和2年7月31日から実施します。</p>